

平成16年第4回教育委員会記録

平成16年3月24日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成16年3月24日(水) 午前9時30分～午前11時35分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 大藏 雄之助
職務代理者
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 納富 善朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 庶務課長 和田 義広
学校運営課長 佐野 宗昭 学務課長 井口 順司
施設課長 吉田 順之 指導室長 松岡 敬明
社会教育 武笠 茂 中央図書館 杉田 治
課長
事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 野澤 雅己

傍聴者数 2名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第25号 地方自治法第180条の2の規定による区長からの協議
について
- 議案第7号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第8号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第9号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第10号 杉並区立済美教育研究所処務規則の一部を改正する規則
- 議案第11号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第12号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正
する規則
- 議案第13号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第14号 杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することので

きる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

議案第15号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を
改正する規則

議案第16号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を
改正する規則

議案第17号 (欠番)

議案第18号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則

議案第19号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則

議案第20号 杉並区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関す
る兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程

議案第21号 杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程

議案第22号 杉並区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正
する規程

議案第23号 杉並区立済美教育研究所運営審議会要綱の廃止

議案第24号 杉並区立済美教育研究所教育図書館図書資料選択委員会
要綱の廃止

議案第26号 平成16年度杉並区立学校の学期及び休業日について

議案第27号 杉並区文化財の指定並びに登録について

(報告事項)

- (1) 平成16年度杉並区中学生海外派遣について
- (2) 学校のミッションステートメントについて
- (3) 小柴昌俊博士とニュートリノ天文学展示室の開設について
- (4) 教員一人一台PC整備モデル事業の実施について
- (5) 学校給食の標準給食費の改定について
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (7) 杉並区における社会教育・スポーツ施策の方向性と目標について

(中間報告)

- (8) 杉並区生涯学習振興室の休館日等の変更について

目 次

会議録署名委員の指名について	5
議案審議	
議案第25号 地方自治法第180条の2の規定による区長からの協議について	5
議案第7号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	5
議案第8号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	6
議案第9号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則	6
議案第10号 杉並区立済美教育研究所処務規則の一部を改正する規則	6
議案第11号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則	7
議案第12号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第13号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	8
議案第14号 杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則	8
議案第15号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	8
議案第16号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	8
議案第17号 (欠番)	
議案第18号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則	9
議案第19号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	9
議案第20号 杉並区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程	10

議案第21号	杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程	10
議案第22号	杉並区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程	10
議案第23号	杉並区立済美教育研究所運営審議会要綱の廃止	11
議案第24号	杉並区立済美教育研究所教育図書館図書資料選択委員会要綱の廃止	11
議案第26号	平成16年度杉並区立学校の学期及び休業日について	11
議案第27号	杉並区文化財の指定並びに登録について	14
報告事項		
(1)	平成16年度杉並区中学生海外派遣について	14
(2)	学校のミッションステートメントについて	15
(3)	小柴昌俊博士とニュートリノ天文学展示室の開設について	15
(4)	教員一人一台PC整備モデル事業の実施について	22
(5)	学校給食の標準給食費の改定について	24
(6)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧	26
(7)	杉並区における社会教育・スポーツ施策の方向性と目標について(中間報告)	26
(8)	杉並区生涯学習振興室の休館日等の変更について	28

委員長 ただいまから第4回教育委員会定例会を始めさせていただきます。本日の議事録の署名委員は大藏委員です。本日の議事日程はご案内しましたとおり、議案が20件、報告が8件となっています。大変な量ですが、多くは新年度から施行ということで、この委員会で審議し、その結果、新たな規定に基づいて運用できるということで、大事な案件だと思えます。よろしくお願いいたします。庶務課長関係が多いので、1つずつやっていきます。

日程第1、議案第25号「地方自治法第180条の2の規定による区長からの協議について」を上程し、審議させていただきます。庶務課長からよろしくお願いいたします。

庶務課長 議案第25号「地方自治法第180条の2の規定による区長からの協議について」説明いたします。区長から、その権限に属する私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校に関する事について、事務の補助執行の協議がありましたので、本案を提案するものです。補助執行の開始日は平成16年4月です。説明は以上です。

委員長 ではご質問、ご意見をお願いします。内容については事前に承っていますし、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 はい、ありがとうございます。では、原案どおり可決させていただきます。

次に日程第2、議案第7号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第7号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」について説明いたします。改正の理由ですが、施設課に新たに校舎改築担当係長を置くとともに、学務課の分掌事務に、私立学校等に関するものを加える等により改正を行うものです。

改正の概要ですが、3枚目の新旧対照表をご覧ください。新規規則の第2条で、施設課に校舎改築担当係長を設置する。第5条ですが、庶務課の計画係、下の旧の規程の2号「教育施設の建設計画、調整に関する事」を削る。裏面の学事係で、協議案件の事務ということで、第7号で「私立幼稚園、私立専修学校及び私立各種学校に関する事」を加え、併せて施設課の校舎改築担当係長について、記載のとおり事務分掌を定めるものです。施行期日は、平成16年4月1日です。以上です。

委員長 ではご質問、ご意見をお願いします。拡充というふうに読めるのですが、そう読み取っていいのですか。

庶務課長 学事係の分については、そういうことになります。それから施設課については、今回そういう改築事務がありますので、組織強化も含めてということになります。

委員長 よろしいですか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。原案どおり可決いたします。

日程第3、議案第8号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第8号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」について説明いたします。改正の理由ですが、教育委員会専用公印を新たに作成するために行うものです。改正の概要ですが、4枚目の新旧対照表で上段の新規則の表ですが、新たに学務課、施設課、指導室が使用する教育委員会専用公印の用途及び印様を定めるものです。併せて、これまでの専用公印については、管守者を個別に規定したものです。施行期日は、平成16年4月1日です。以上です。

委員長 ご質問等ありますか。よろしいですか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。議案第8号は、原案のとおり可決いたします。

日程第4、議案第9号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、どうぞ。

庶務課長 議案第9号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」について説明いたします。改正の理由ですが、産業医の設置、産業医の報酬額及び雑用水水質検査加算額等を定め、建築物環境衛生管理技術者等の報酬を変更するために行うものです。改正の概要ですが、3枚目の新旧対照表をご覧ください。上段で、産業医を置くということで、別表第1で規定しています。併せて別表第2で、それぞれの指導員等の報酬額について人事院勧告に基づき、引き下げ等を行うものです。裏面で、併せて建築物環境衛生管理技術者については、雑用水の水質検査加算額を加える。併せて、産業医について、今回新たに設置したので、年額の報酬額を定めたものです。以上です。

委員長 ご質問、ご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。

(異議なし)

委員長 ご意見等ございませんので、原案どおり可決いたします。

次に日程第5、議案第10号「杉並区立済美研究所処務規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第10号「杉並区立済美教育研究所処務規則の一部を改正する規則」について説明いたします。改正の理由概要ですが、すでに済美教育研究所の今後のあり方についてご報告したとおり、事務の内容等が変わったものに伴って変更するものです。内容は、3枚目の新旧対照表のとおりですが、済美教育研究所の運営審議会、教育図書資料選択委員会を廃止することに伴い、

規定を整備するものです。施行期日は、平成 16 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問等ありましたら、お願いします。よろしいですか。

(異議なし)

委員長 ご意見、ご異論ございませんので、原案どおり可決いたします。

日程第 6、議案第 11 号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 11 号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」について説明いたします。

改正の理由概要は 3 枚目の新旧対照表のとおり、NPO 調整担当係長を新設し、その所掌事務を定めるために行うものです。施行期日は、平成 16 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問等ありましたら、お願いします。図書館の運営に係る NPO というのは、いくつぐらいあるのですか。

中央図書館次長 現在、方南地域に設置する図書館を NPO との協働による運営を考えていますが、その後どう展開していくかということは未定です。一応新館を目標にいま進めているところです。

委員長 中央図書館については、NPO は関係されていないということですか。

中央図書館次長 現在のところはそうですが、今後、既存館についても NPO ということも考えられます。

委員長 区役所、教育委員会で把握されている図書館関係の NPO というのは、現在どれだけ区内にあるとか、数はわからないのですか。

中央図書館次長 NPO で運営している図書館ですか。

委員長 いや、図書館関係の NPO です。図書館というか、図書にかかわるものもあるかもしれませんね、読書活動で。

中央図書館次長 現在、読書関係のというか、図書館関係の NPO というのは、私の知っている限りでは、NPO になっているのはございません。ただ方南地域の新館を見据えて、NPO を立ち上げた所は 1 つございます。

委員長 今後の問題ですね。これから設立、それからアクティブに活動していただくというような、どちらかというところのニュアンスのほうが強いわけですね。後発だと思えます。ほかにございませんか。

(異議なし)

委員長 ご意見、ご異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

日程第 7、議案第 12 号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、どうぞ。

庶務課長 議案第 12 号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。改正の理由概要は 3 枚目の新旧対照表のとおり、都の規則に合わせて報酬額の改定を行うものです。施行期日は、平成 16 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問等ございましたら、お願いします。

(異議なし)

委員長 ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

日程第 8、議案第 13 号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、どうぞ。

庶務課長 議案第 13 号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。改正理由概要は 3 枚目の新旧対照表のとおり、教育公務員特例法の引用条文の変更がありましたので、規定の整備を行うために行うものです。施行期日は、平成 16 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問等ありましたら、お願いします。

(異議なし)

委員長 ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

日程第 9、議案第 14 号「杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 14 号「杉並区幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。改正の理由概要は 3 枚目の新旧対照表のとおり、報酬を得て行う兼業及び教育に関する兼職について、給与の減額を免除することのできる場合から除外するために行うものです。施行期日は、平成 16 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問等ありましたら、お願いします。

(異議なし)

委員長 ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

日程第 10、議案第 15 号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 11、議案第 16 号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議させていただきます。庶務課長、どうぞ。

庶務課長 議案第 15 号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。改正の理由概要は 3 枚目の新旧対照表のとおり、報酬を得て、講演会等の講師を務めた期間について、期末手当の支給割合算定上の除算期間から除外すること、及び教

育公務員特例法の引用条文の変更に伴って、改正を行うものです。

併せて、議案第 16 号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についても、改正の理由概要は同じ理由で改正をしています。いずれの議案についても、施行期日は平成 16 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。議案第 15 号についてご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ご異議ありませんので、原案どおり可決いたします。

次に議案第 16 号について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ご異議ございませんので、原案どおり可決いたします。

日程第 12、議案第 18 号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 18 号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」について説明いたします。改正の理由概要は 3 枚目の新旧対照表のとおり、毎週月曜日と定めていた定例休館日と、毎月第 3 木曜日の館内整理日という体制を改め、表のとよりの改正をするものです。杉並区立中央図書館については、定例休館日が毎月第 1 木曜日及び第 3 木曜日、区立永福図書館から下井草図書館までの館については、金曜日及び毎月の第 3 木曜日、杉並区立柿木図書館から高井戸図書館までについては、月曜日及び毎月の第 3 木曜日と改めるものです。施行期日は、平成 16 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問等がありましたら、お願いします。すでに予告もございましたし、問題ないと思います。よろしいですか。

(異議なし)

委員長 原案どおり可決いたします。

日程第 13、議案第 19 号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 19 号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について説明いたします。改正の理由概要は、4 枚目の新旧対照表をご覧ください。別表第 2 で、運動場の項ですが、井草森公園運動場について、ただし書以降になりますが、別表第 3 に定める休業日を除くこととし、開場時間についての規定を加えるものです。併せて裏面で塚山公園運動場について、それから井草森公園運動場について記載のとおり、休業日を定めるものです。施行期日

は、平成 16 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問等ありましたら、お願いします。よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは原案どおり可決いたします。

日程第 14、議案第 20 号「杉並区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、どうぞ。

庶務課長 議案第 20 号「杉並区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程」について説明いたします。改正の理由は、都の兼業規程の改正に伴い、区立学校に勤務する県費負担教職員を同様の取扱いとするために行うものです。改正の概要は 4 枚目の新旧対照表のとおり、県費負担教育職員が、兼業等を行う場合の事後報告の方法を定めるとともに、兼業等行った場合の給与減額、または減額を免除する場合の方法を定めたものです。施行期日は、平成 16 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問等ありましたら、お願いします。

(異議なし)

委員長 都の規程の改正に伴うもので、異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

日程第 15、議案第 21 号「杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程」を上程し、審議させていただきます。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第 21 号「杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程」について説明いたします。改正の理由概要は、地方公務員特例法を引用する条文、条項を、同法の一部改正に合わせて改正するものです。施行期日は、平成 16 年 4 月 1 日です。以上です。

委員長 ご質問等ありましたら、お願いします。よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは原案どおり可決いたします。

日程第 16、議案第 22 号「杉並区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程」の説明を、庶務課長、よろしくをお願いします。

庶務課長 議案第 22 号「杉並区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程」について説明いたします。改正の理由ですが、平成 15 年 12 月の幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正により、通勤手当の支給方法が変更されたため、幼稚園教育職員の通勤手当支給規程を改正する必要があるために行うものです。内容は 4 枚目以降の新旧対照表のとおりで、通勤手当の変動に関する手続の整備、支給日の特例等について定めているものです。施行期日は、平成 16 年 4

月1日です。以上です。

委員長 ご質問等ありましたら、お願いします。

庶務課長 大変失礼しました。3枚目の「附則」ですが、「この規程は、平成14年4月1日から施行する」、これは平成16年4月1日施行の間違いですので、訂正をお願いいたします。

委員長 附則の訂正、よろしくお願いします。ご異議ございませんので、原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

委員長 原案どおり可決いたします。

日程第17、議案第23号「杉並区立済美教育研究所運営審議会要綱の廃止」、日程第18、議案第24号「杉並区立済美教育研究所教育図書館図書資料選択委員会要綱の廃止」を一括上程し、審議させていただきます。庶務課長、お願いします。

庶務課長 議案第23号「杉並区立済美教育研究所運営審議会要綱の廃止」について、及び議案第24号「杉並区立済美教育研究所教育図書館図書資料選択委員会要綱の廃止」について、説明いたします。いずれの議案についても、先ほど審議いただいた議案第10号で審議会及び図書選択委員会を廃止いたしますので、併せてその内容を定めていた要綱を廃止するものです。説明は以上です。

委員長 議案第23号「杉並区立済美教育研究所運営審議会要綱の廃止」について、ご質問等ありましたら、お願いします。

ご異議がありませんので、原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

委員長 では原案どおり可決いたします。

議案第24号「杉並区立済美教育研究所教育図書館図書資料選択委員会要綱の廃止」、この件についてはいかがですか。異議がございませんので、原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なし)

委員長 異議がございませんので、原案どおり可決いたします。

日程第19、議案第26号「平成16年度杉並区立学校の学期及び休業日」についてを上程し、審議させていただきます。この点については、指導室長から説明をお願いします。

指導室長 議案第26号の理由及び概要について説明いたします。提案理由ですが、杉並区立学校の管理運営の規則の一部を改正する規則に基づき、授業日数、保育日数の確保や学習の連続性保持等の理由から、別表のとおり、学期及び休業日の設定の申請が各学校からありましたので、これを承認する必要が生じたためです。

議案書2ページから、学期の変更については、実施校3校、期間についてはそこに示している

とおりです。また休業日の変更については、夏季休業日、秋季休業日を設定する学校、冬季休業日の変更、そして春季休業日の変更と各一覧でお示したとおりです。以上です。

委員長 ご質問、ご意見ありましたら、お願いします。

大蔵委員 これはいろいろたくさん変わるわけですが、例えば新泉小学校の場合は、夏休みがほかの所は大体7月20日から、今年は祭日の関係があり7月20日から8月31日が多いのですが、ここは7月17日から8月31日までだから、ほかよりも3日長いですね。その分は冬休みのところで、冬季休業日で新泉の場合は12月24日から1月5日までと。1月7日までが多いので、2日縮んでいますが、永福南小学校の場合は、夏休みはそのままで、この冬季の分だけ縮んでいるのですね。こういうそれぞれの学校について、なぜこうしたかという理由はあるのですか。

指導室長 いま教育課程届を受理する中で、どのような教育効果をねらって、校内学期もしくは休業日を設定しているかという理由を明確に、各学校から示させるようにしています。

大蔵委員 まだ出ていないのですか。

指導室長 最終的な受理はもう少し先になります。いまいくつか相談案件ということで、学校と指導してやりとりしているものがございます。

安本委員 いまカレンダーを見ていたら、7月17日は土曜日ですね。ここはハッピーマンデーで、17日、18日、19日と3連休になる。だから7月17日から休みとあるのと、7月20日から休みとあるのは、実質同じ日数、同じことを言っているのかと思ったのですが。

指導室長 今年度についてはそうなります。7月17日が土曜日ですので、17日から夏季休業日始めと。

安本委員 というか、7月20日からかということですが。

指導室長 19日の月曜日が授業日になりますので、19日の扱いをどうするかということで、この17日を夏季休業日の始まりにするかということになるかと思えます。

安本委員 違いとか、実質今年に関しては17日から休みと書いてあるのも、20日から夏休みにしますというのも、同じことですね。

指導室長 20日からですと、19日が授業日になります。

安本委員 でも海の日で、これはお休みです。

指導室長 そうですね。実際の休みの日数としては変わりません。教育課程届上の記載はそのようになります。

宮坂委員 同じようなことになるのですが、秋休みというのですか。いまは体育の日は10月の第2月曜日になったのですが、それに関係なく、泉南中学校秋季休業は9日から11日。片方は12日から15日。ちょっとずれていますが、これは祭日には関係なくこれで決めるということですね。

もう1つ、富士見丘小学校は、特に設けないということですか。

指導室長 秋季休業はこの2校、中学校で設定していますが、これは、あくまでも来年度の暦ということになるかと思えます。泉南については9日から11日で、いずれにしても、もともと休業日、土曜日です。高円寺中は、それに引き続いて12日から15日ですので、連続9日間になります。富士見丘小学校は、特に秋季休業は設定しないで行うということですか。

宮坂委員 ここに書いてあるのは平成16年度ですが、平成16年度以降という考えですか。

指導室長 教育課程届は単年度で受理しておりますので、ここに記載されているのは平成16年度とご理解いただきたいと思います。

大蔵委員 小学校1校と中学校2校ありますが、それぞれ学校運営については校長に責任を持ってもらい、主導的にやってもらうということになっているわけですね。だから当然これを開催するに当たっては、もちろんPTAやいろいろな所とご相談があったと思えますけれども、校長が主導的にやっていると、私は理解しています。そうだとすると、校長が代わると、次の校長が、私はそういう方針じゃなかったけど、変えられているということになると、混乱が起こるのではないかと思うのですが、それについてはどうお考えですか。

指導室長 当然のことながら校長が代わった時点で、例えば現在3学期でやっている所が2学期になったり、あるいは2学期制がまた3学期にしたいという意向があるということは、想定できません。いま委員からご指摘のあったとおり、特に今回2学期制を実施する学校にあっては、かなり事前から保護者、地域等とも共通理解を図りながら進めてきた経緯があります。この校長は将来的に、人事異動等で代わったときに、それまでの経緯を考えて経営に当たると思うのです。それでもどうしても校長の考えで、仮に2学期制である所を3学期制に戻したいというのであれば、校長が保護者、地域あるいは児童生徒、職員も含めて、その意義を十分に説いて、多数の賛同が得られれば、また2学期制から3学期制にすることも、やぶさかではないと考えています。

大蔵委員 仮に、この3つの学校に新しい校長が4月1日から来るとすると、方針が既に決まっている。そして新任の校長として来たときに、自分の考えと違うとなると、私はいろいろ面倒くさいのではないかと考えているのです。

指導室長 前任者、前年度の組織が編成した教育課程を実施していくことは、学期制のみならず、そういう状況が認められるというのはやむを得ないと考えております。

宮坂委員 これは、極端な話になると、1年間やってみただけでも、やっぱり元に戻したほうがいいと同じ校長先生で変わる、あるいは3学期制でやっているけれども、やはり2学期制のほうがよさそうだから、来年変わるということで、極端に考えると、毎年、それぞれの校長先生の責任において変えるということは、法的には可能ですね。別にこれは継続の義務はないわけですね。

指導室長 先ほど申し上げましたように、教育課程届は単年度で受理していますので、いま委員がご指摘されたようなことも、法的には可能です。

委員長 ほかにありませんか。いろいろ多様性を帯びた休業日の取り方と学期制になってきて、また一度、この辺について統一的な意見といいますが、皆様方からもうちょっと時間を割いていただくような機会を作ってもいいかもしれません。あまりにもばらばらになってきて、メリット、デメリットいろいろあるでしょうし、複雑な問題も出てくると思います。本日のところはよろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、原案どおり可決いたします。

日程第 20、議案第 27 号「杉並区文化財の指定並びに登録について」、社会教育スポーツ課長から説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 議案第 27 号「杉並区文化財の指定並びに登録について」の議案を説明させていただきます。

提案理由は、文化財保護審議会の答申を得られましたので、文化財保護条例の規定に基づいて、杉並区の指定文化財及び登録文化財とするために提案するものです。指定文化財は 2 件で、一つは有形文化財、彫刻、木造日連上人立像 1 躯。もう一つが、有形文化財、絵画、紙本著色四季耕作図屏風です。登録文化財は 1 件です。有形民俗文化財、信仰、寛文 4 年銘聖観音庚申供養塔 1 基です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ご質問等がありましたら、どうぞ。ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 ご異議がありませんようですので、原案どおり可決いたします。

以上をもちまして審議事項を終わりにして、引き続き報告事項に入らせていただきます。初めに庶務課長関連で、1 番目に「平成 16 年度杉並区中学生海外派遣について」、2 点目に「学校のミッションステートメントについて」、3 点目に「小柴昌俊博士とニュートリノ天文学展示室の開設について」、よろしくお願いいたします。

庶務課長 報告に入る前に、1 点だけ訂正をお願いいたします。議案第 20 号の資料の 2 枚目の裏面の附則に「平成 14 年 4 月 1 日」という誤記載がありましたので、「平成 16 年 4 月 1 日」に訂正していただきたいと思います。大変失礼いたしました。

報告に入らせていただきます。1 点目の「杉並区中学生海外派遣について」です。今年度は、隔年での実施年度になります。派遣期間は 9 泊 10 日で、記載のとりのホームステイ等を予定しています。参加生徒は例年と同じで、2 学年または 3 学年で、区立中学校もしくは区内在住の私

立または国立等の中学校に在籍している生徒で、人数は区立学校が23名、国立・私立学校在籍者が7名の合計30名です。引率者は5名予定しています。生徒の選考は、4月1日付で、区立中学校については、各学校に候補者1名推薦をお願いする予定であります。国立・私立等の中学校生徒については、広報『すぎなみ』で募集を受け付ける形になります。結団式は5月15日です。6番の研修は、事前研修、事後研修の予定を組んでいます。保護者会は、旅行前に1回実施する予定です。8番の生徒自己負担額は、現在のところ約10万円を見込んでいます。負担割合は5割を考えています。総予算は、記載のとおり632万3,070円です。

2点目は、「学校のミッションステートメントについて」で、「学校からのお約束」という資料です。こちらについては、すでに平成14年度に区が行っている「区民満足度向上運動」を学校も進めていくということで、学校版の「区民満足度向上運動」の取組みを進めてきました。その中で3つに分けて、1つ目は「生徒もしくは地域の人々の視点に立った仕事の見直し」、2つ目は「接遇のレベルアップ」、3つ目は「地域との信頼を深める学校づくり」という形で進めてきたわけですが、その中の地域の信頼を深める学校づくりの一環として、職員の行動規範、指針となるミッションステートメントを作ることが課題になっていました。これについては行革本部会の学校チームで検討を重ね、この度、成案を得ましたので報告させていただくものです。

「学校からのお約束」で、区の5つ星のところに相当していきませんが、私たちは5つの約束を守りますということで、まず、1点目は「子どもたちが楽しく学べる学校をめざします」、2点目は「子どもたちが安心して通える学校をめざします」、3点目は「学校から新鮮な情報を発信します」。4点目は「地域、保護者と共に歩む学校をめざします」。5点目は「教育に携わる者としての誇りとプロ意識をもって学校づくりをすすめます」ということで定めさせていただきました。

次に裏面ですが、「地域に信頼される学校づくりを進めます」。日常的な行動規範ということで、区のほうでは、名札入れに入る形で責任とか、電話・あいさつ・対応について行動規範を作っています。これに合わせる形で学校も作るということで、まず1つは「電話」の項目で、「顔が見えなくても信頼していただくために」ということで、以下の項目を載せています。次が「あいさつ」で、「気持よく学校に来てもらおう」。それから「名札」の着用です。「日常」のところでは、「職場は公共の場です」ということから、整理整頓等について、また服装についての約束とありますが、そういった行動規範を定めています。最後に「要望」で、「要望・苦情は宝箱です」ということで、その取組みについて定めをしたものです。

最後は、「小柴昌俊博士とニュートリノ天文学展示室の開設について」をご報告いたします。開設の趣旨はご案内のとおり、杉並区民である小柴昌俊博士のノーベル物理学賞受賞を記念して、その足跡と先生が切り開いたニュートリノ天文学という新しい分野での世界に誇る日本の物理学

研究の成果を紹介するために設置するものです。展示の概要は、1点目は「小柴先生の生い立ちと研究の足跡」です。2点目はビデオシアターで、先生の講演などいろいろなビデオを流していきます。3点目は「素粒子について」、パネル解説で展示していくということで、現在のところ8枚と聞いています。4番目は「ニュートリノの解説」で、6枚のパネルと光電子増倍管を展示しています。それから、パソコンによるQ & Aということで、将来的には、インターネットで情報審議会のほうにかけてつないでいくということですが、現在は、とりあえず子ども向けの解説、質疑応答が見られる形で運用します。

開設日は3月29日(月)で、それに先立って9時半から開設式を行います。展示は、常設展示で、科学館の開館日に展示していきます。場所は2階の北側の展示コーナーを改修して、展示室にしました。参考として図面とチラシとありますが、概要が付けてありますのでご覧いただければと思います。以上です。

委員長 では、報告事項の(1)「中学生海外派遣について」、ご質問、ご意見はありますか。特にありませんか。恒例になっておりますので、特に問題がなければ承ったことにいたします。2番目の「学校のミッションステートメントについて」、何かありますか。

大蔵委員 実際にこのミッションステートメントはどういうふうにするのですか。学校に掲示するのですか。

庶務課長 新年度に入りまして、このお約束については区のほうがこういう形でやっていますが、同じようなことを考えています。それぞれの電話とかあいさつでの行動規範については、これも区と同じ形で、身近に常に持って、これをもとに行動することを考えていますので、名札に入るような形で作って配付することを考えています。

安本委員 この「学校からのお約束」というのは、区役所に貼ってありますね。エレベーターの中とか。学校の中に、そういうふうに貼ったりするということですか。

庶務課長 現時点では、そういったことを考えています。

大蔵委員 私は、このことはくだらないと思います。こんなことは当たり前のことなのです。「子どもが楽しんで学べる学校」とか「安心して通える学校」というのは当たり前のことで、改めて言うほどのことではない。もちろん、区のその表紙などに付けるのはいいですよ。しかし、各学校ごとに、みんな「たくましい子を育てよう」とか「礼儀正しくしよう」とか、みんなスローガンを作ってやっているのです。そのスローガンに応えられない。私はずっとモスクワにいましたが、社会主義国の共産党はこういうのが大好きなのです。そういうものを作らないと、できないからやっているわけです。中国もそうです。その度に、三大何とかとか七大何とかとかスローガンを挙げるのです。スローガンを挙げなければならないようなことでは、駄目なのです。そんなこと

はもう当たり前のことですから、改めて言うことはない。裏側のことは、各学校に注意するために、「電話が来たら、ちゃんと3つのコールまで出なさいよ、ここはどこの学校ですよ、誰が受けてますよと言いなさいよ」「名札を付けなさいよ」というのは言うてもいいです。これは内部のことであって、別に掲示する必要はない。いまのように、小さいものを作って入れさせておけばいいというのは、そんなものを持ち歩かなくても、ちゃんとできるようにならなければいけないのです。このスローガンは、こういうものは絶対にやめなければいけないというものではありませんが、やたらに、すでにもうアクションプランもあり、他の取り組みもたくさんあるのに、まだこんなものをさらに学校に貼ったりするのは、私は要らないことだと思っています。

委員長 「学校からのお約束」というのは、各学校が自主的にこういうことを、皆さん方にお約束しますよという意味なのですか。先ほどのご説明ですと、地域の人たちに分かるようにということですから。

庶務課長 今回、先ほど言いました学校チームの中に学校の方々にも入っていただいて、検討させていただきました。「学校からのお約束」ですので、各学校で、職員向けということで、職員がこれで行動していく、提示してやっていくということです。

大蔵委員からご指摘がありました。区民満足度向上運動も含めて、地域に諮る形で発信して、自分たちが何をやるか、確かに教育目標とかをそれぞれの学校で立てられていますが、必要ということで、区民満足度向上運動を進めていますので、その中で、先ほど言ったとおり、前回平成14年度の時に教育委員会にお諮りして、報告、決定を受けていただいたとおり、3点で進めています。今回、学校関係も含めて検討して、こういった形で地域に発信し、学校で職員の行動規範として掲げて動いていこうということですので、共通の部分で、職員の行動規範を定めていく必要があると私たちは考えています。ご理解いただければと思います。

大蔵委員 政府とか政党とかは、こういうスローガンをたくさん出すのです。ですから、政府もたくさん言います。そういうものは言ったら、もう、それでやったような気持ちになって、実際には何もやらないのです。たくさんスローガンは出ていますよ。それは景気の向上から、年金から、いろいろなものが出ています。だけど、出してしまおうと、もうやったような気持ちになって、実際には実態を伴ってないものがたくさんあります。ですから、実際にやることのほうが大事で、私は、スローガンを並べることには、基本的に反対です。

庶務課長 やることのほうについては、先ほど言った3つの定めと、これについては進行管理についても実績をいただいてやっています。いま委員が言われるように、やることが大切ですから、それは徹底していきたいと思います。

宮坂委員 効果について、いろいろ議論はありますが、別に悪いことではありませんから、いいと

思います。これは、学校へ貼り出す場合は、学校長の名前で出すのですか、教育委員会の名前で出すのですか。もし貼り出す場合には署名は特にいらないのですか。

庶務課長 先ほど申しましたように、「学校からのお約束」ですので、学校名で出していただくという事です。

大蔵委員 どこの学校でもみんな同じようなものを貼ってあると気持ち悪くてしょうがないですね。意味がないです。

安本委員 おっしゃるのを聞くと、これを保護者と表に、こういう事をしていきますよとアピールするわけですね。でも、私はやはり、これが貼ってあるのを見たら、何かお仕着せがましいというか、押し付けでやっている印象で、そのようなアピールは、私も必要ないと思います。例えば、こういうことを基本的に思って仕事をしようというのであれば、教職員の方々に対してだったら分かりますが、それを保護者とか地域に向けて、こういうふうになっているよというのは、やはり何かちょっとわかりづらい。どうしてそういうふうにするのかなというのが、ちょっとよく分からないのです。例えば、職員室とか事務室に貼ってあり、先生方が見て頑張ろうと思うのなら、それはまだ何となく分かるような気もしますが、どうしても保護者とか子どもとか地域の人がこれを見た時に、やっているなというふうに思わせたいというか、どうも、ちょっと押し付けがましいみたいな気がするのですが。

教育長 これはやっているよというのではないのです。どちらかと言うと、P Sではなくて、C Sなのです。本当は、裏にあるように、「苦情が宝箱」とありますが、情報も宝箱なのです。苦情というのはパーソナルなはずで、本当はP Sでなければいけないのですが、C Sで掲げてあれば、あなたのその心は何って、ここにも書いてあるということではないですか。自分たちが約束したのだから、しっかりやりなさいという、これはコミュニケーションの道具なのです。いま、エレベーターにニコちゃんマークを貼っていますね。あれは、しょっちゅう見ていないと、職員の意識も磨耗しますし、しょっちゅう見ていることにより、注意を喚起できる。保護者が来て、新鮮な情報を発信するといっても、「うちの学校のホームページって、いつのホームページ？」という会話になってしまいますね。ですから、言わなくてもやらなければいけないのですが、例えば保護者とともに歩むと言っても、保護者が言っても、少しも言うことを聞かない。無理難題言われても聞かませんが、子どものためなら、このぐらいのことやってちょうだいよ、という話が素直にスーッと通っていくコミュニケーションのきっかけというのが、C Sにとっては非常に大事なことだと思います。情報をどう察知するか。常に注意をする。当然、職員として、これは約束するわけです。要するに、学校の職員として、通学している子たち、保護者の人たち、地域の人たちに、こういう考え方で私たちは仕事をしていきますよということをお話するわけですから、

言う以上は守りなさいよという立場に、今度は保護者や地域の人がいるわけです。

その柱をステートメントとしてお出ししようと。これはあくまでミッションステートメントですから、押し付けがましく言う気などはなくて、我々の気持をこうやって表すということです。ですからこれを貼る場所は、基本的には事務室とか職員の控室とか、ロッカーの所に貼るとか。私も、いつも名札に入れておいて、何かあったらこれを戒めのために見ています。

そういうことをやらなくてはいけないということは、大藏委員がおっしゃったように、情けない話ではあるのですが、CS運動をいまやらざるを得ないというのが、区役所の現状だと思うのです。やはり、CSがPSになって、一人ひとりにきめ細かに対応していけるようになるということがベストだと思いますが、そういう過渡的な状態でのステートメントだというご理解はしていただきたいと思います。

これを盾にとって、おかしいじゃないという話は苦情として出てきても、それには耳を傾けていますから、という返事になっていくわけです。

大藏委員 いまの教育長の話はプラスの面ですが、逆に言えばこれも貼ってあって、「ちゃんとやっているの、こんなことでいいの」と言っても、「いえいえ、ここに書いてあります。このとおり私どもはやっているのです」。そういうことを言い、言い抜けにもなるのです。実際に、国会の答弁とか、憲法などは、そういうふうに使われているのです。野党側からいろいろ言われると、「いやいや、我が国の憲法で、戦力は禁止されておりますので、政府がこれを冒すようなことはありませんので、憲法のとおりきちんと守っております」と。しかし、実はそんなものは言い訳にも何にもなっていないのです。しかし、書いてあるから守っていますということです。「いや、このとおり書いてありますから、私どもは毎日ちゃんとやっていますよ」という理由にもなるので、私はあまり意味がないと思います。

教育長 区役所全体のCSの区民サービス向上運動の中の学校が真空地帯であってはいけないということを、ステートメントという形で、自分たちの考え方を区民の皆さん、地域の皆さんに表明する。それは錦の御旗にする必要はもちろんありませんで、むしろ、どちらかと言うと、「そんなの、どこをめざしているのよ」という反省する材料をいろいろ与えてくれるのに、平成17年度についてはまた違うかもしれませんが、平成16年度について言うと、こういうことをお約束しますということを言っているわけですから、この約束をきちんと実践させるのが、今後は教育長の仕事になってくると思います。

安本委員 せめて先ほどおっしゃったように、事務室の中とか控室に貼るというのなら、それはそうかなと思いますが、これは多分一般の保護者とかとちょっと考え方が違うところだと思うのです。先ほどおっしゃった、学校だけ真空地帯になってはまずいと言われたのですが、厳然といま

もう親とか保護者とか地域の人たちには、学校は真空地帯になっているのです。ですから、そのところの考え方が随分違うから、何も区役所がこうなっているから、学校も区の職員だから、同じにしなければならないということは、あまり馴染まないという感情を私は持っています。

ですからこれを出すのは、私もよく分かりませんが、多分事務室とか職員室とかいう程度に貼るくらいであれば、職員の人たちがこういうふう頑張ろうと思っているのは、それはそれでいいのかなとは思いますが。

教育長 貼るだけであれば、自己満足で終わってしまうのです。つまり、事務室やロッカーに貼っているだけというのは、自己満足で終わってしまうのです。要は、コミュニケーションツールと言いますが、保護者とか子どもとか地域の皆さんが見て、そのコミュニケーションツールになることは、公の場に貼り出してあって初めてコミュニケーションになるのです。ですから、最低限自分たちの考えから、お約束する心構えとして自分たちの控室とか事務室の中に貼りましょう。それをもう一つ、公開の場所に掲示することによって、それはコミュニケーションツールの切り口になるわけですから、CSということはそういった利用の形にしようということではないでしょうか。ホテルだって、やはりそうだと思います。ホテルの従業員には、従業員控室に、顧客満足度のこういうことを心掛けてやりましょうということを使うなら、それはもう勝手ですが、それを行動で表さなければいけない。行動で表す時に、ホテルの中に貼ってありませんが、それをきちんと定着させる経営手法が講じられていくことが前提になっていますが、差し当たって区立学校の場合、特にいまの杉並区のCS、区民満足度の向上、サービス向上の運動全体で言えば、区民にそれをオープンにしていくこと、情報を公開していくことが、いま非常に大事な時期だということがセットになってきていると思います。そういう具合に理解していただきたいと思いません。むしろ、やはり「おかしいじゃない」というご指摘がこれから出てくるのがミッションステートメントの真意だと思うのです。

委員長 これの通達の方法も大事になってくると思うので、各学校がこれをどういうふうに扱うのかは別問題で、その自主性に任すわけでしょう。そうすると扱いは、庶務課長通達という感じになるのでしょうか。

庶務課長 前回の平成14年度に、先ほど言いました学校版を定めました。これは全部でやっていただくということで流しています。同じような形で、今回その中の懸案だったことを定めましたので、これについては先ほど言ったとおり、学校長あるいは事務職員会とかのメンバーも含めて検討してきましたので、やる、やらないということではなくて、全部の学校でやっていただくということになります。

委員長 ですから、通達の発信は庶務課長ですね。

大蔵委員 教育長です。

委員長 それもまた問題としていろいろあるから。

事務局次長 区長部局の関係でいいますと、「区民満足度向上運動」の推進本部があって、その推進本部長名で出すことになるのです。ただ学校が、推進本部長名で馴染みがあるかどうかということもありますので、その辺をちょっと工夫しなければいけないかと思いますが、学校チームの部会長名で出すといったことはできないと思います。

大蔵委員 私が非常に不満に思っているのは、報告事項と議案として教育委員会に出てくるものかどうかです。本来、報告事項は事務的にどんどん進めていって、当然のことをここで私どもがお伺いする。若干質問をしたり意見を言ったりすることはありますが、基本的には事務的にどんどん進めるべきことが報告事項として出てくるのだと理解しています。しかし、こういうものを新しく流すとすれば、私はこれは報告事項ではないと思います。通達として流すのならば、それは私は、議案として出るべきものだと思います。

事務局次長 通達の性格はそういったものではなくて、あくまでも区民満足度向上運動の推進本部の中で、言ってみれば、職員としてどう進めていくかという立場でやっているもので、原則的には本部長名で出すのが筋だろうと思います。

大蔵委員 それはそのように書いていただいているのです。本部長名で出しますよと、このようなものが出ますよということならば、私どもは別に文句を言う筋でも何でもありません。それは区全体としてやりますということなら、それで結構です。しかし、教育委員会が関知してやるのだったら、それはちょっと違うのではないかということです。

教育長 ですから、推進本部の学校バージョンということでしょう。ですから、表示者名は推進本部となるのです。

委員長 ただ、学校バージョンですからね。次長が言われるように、これが馴染むかどうか。

教育長 CS本部会での申し合わせに基づいて、区長部局は区長が出る、学校は学校、それぞれに区民に対する約束ごとを作ってCS本部会で決定されたので、本日このように報告しますというのが正解なのでしょう。改めてこれを作るということではなくて、CS本部会が、その決定主体として、そこで策定されて決定したものを、ここでこうやって本日ご報告させていただきますというのが正解なのではないですか。通達をするというものではないわけですが。本部会決定事項ということでしょう。

大蔵委員 そうなれば、それこそ報告なので、では、分かりましたということですか。

教育長 これはタイトルが何もなくて、どの機関で決められたかをはっきりしないといけない。大蔵委員がおっしゃっているのは、教育委員会としてこれを決めるのかという質問なのですが、そ

うではなくて、教育委員会事務局もメンバーとして入っている助役を長とする全庁的なCS本部会の検討を経て、本部会として決定されたので本席上で報告させていただきます。ということ言えば、いまのような疑念等は出てこないと思います。中身は、CS運動の一環としていかないということがあるわけですが。

委員長 それでよろしいですか。

大蔵委員 しっくりはしませんが、一応のご説明としては承っておきます。

委員長 では、今後ともよろしくお願いたします。3点目の「小柴昌俊博士とニュートリノ天文学展示室の開設について」、いかがでしょうか。ご覧になったりしていただいておりますし、よろしいかと思しますので次に進めさせていただきます。

4点目、「教員1人1台パソコン整備モデル事業の実施について」、学校運営課長、お願いたします。

学校運営課長 「教員1人1台パソコン整備モデル事業の実施について」、ご報告させていただきます。

資料の2枚目、別紙の当該モデル事業の実施概要で、概要をかいつまんで申しますと、区立小・中学校または養護学校・幼稚園の教職員が行う教務事務処理について、所要のセキュリティ対策を講じながら、教員に1人1台のパソコンを配備して、そういった教務事務処理を行っていくものです。

平成16年度はモデル事業ですので、2校という形で、小学校1校、中学校1校にパソコン配備をして、順次全校に拡大していくことを考えています。効果としては、職員室内に限られた小規模なローカル・エリア・ネットワークを構築して、クラスデータとか各種帳票様式を共有することにより、時間割とか学級名簿、成績表等の事務処理の的確化、迅速化を狙ったものです。セキュリティ対策は、記載にあるような所要のセキュリティ対策を講じていきます。記録項目も記載したとおりです。

利用開始時期は、新年度から準備を始めて所要の工事等々が完了した段階で、平成16年6月1日から供用開始をする予定で現在作業を進めています。

項目の2番目として、平成16年度の対象校は、富士見丘小学校、高南中学校をモデル事業の対象校に決定させていただきました。

3番目の「これまでの経緯」で、平成14年10月に実施計画のローリングがあり、その中で、平成16年度にモデル事業を実施していくことが決定されています。これを受けて、これまで内部の所要の手続きを進めてきました。3月11日にモデル校を決定させていただいたものです。

4点目の「今後の日程」は、別紙資料に日程を記載しています。すでに上から3番目までの

「検討・概要決定」「実施校選定」「仕様書等作成」については、ほぼ完了しています。これから入札して、業者を決定し導入工事等を行い、6月から供用を開始していく予定です。8月に一旦検証を行い、次期実施計画のローリングの準備をすることと、もう一つは、平成17年度に向けた予算の検討の日程に載せていく考えています。私からは以上です。

委員長 それでは、質問等がありましたら、どうぞ。

大蔵委員 平成16年度を経て、平成17年度予算のことだけをおっしゃいましたが、大体全部で1,500台に拡大するのはいつですか。

学校運営課長 これは、実施計画上、平成18年度以降になってはいますが、かなり財政上の負担も伴いますので、今年度実施した結果を見ながら、どのぐらいの規模で拡大していくかを、これから考えたいと思っています。そういったことで、具体的な年度というのは、いまの段階では、なかなかお示しできない状況です。

大蔵委員 2枚目の「事業内容・期待される効果」と具体的に書いてある別紙の2行目に「現在私費パソコンで行っている学級編成等の事務処理については」というところで、「私費」と書いてありますが、これは事実上は私物ですね。最近、いろいろな名簿が漏れたりして、いろいろ問題になってはいますが、これは成績とか父兄の事も入るわけですから、やはり、非常に重要なデータがその中に入る。それを本来私物に入れるというのは、基本的には間違っているのです。当然公のものでやらなければいけないのです。しかし、いまは、コンピューターで処理しなければ、とても事務処理は多くなることができないし、公費でまだ支給していないから、しょうがないから、私物でやってもらうというのは、あくまでも、これは本当の例外的なものです。一刻も早く全員に支給すべきなのです。ですから、それを考えて、予算措置は当然ありますが、できるだけ早く、これだけの予算が満たされれば、いつまでにできるということの計画を、私は出させていただきたいと思えます。

学校運営課長 委員のおっしゃる趣旨はよく分かりますので、なるべく早めに計画化したいと思います。

委員長 杉並区は他区と比較して遅れているのですね。

学校運営課長 他区も同じような状況です。

委員長 いろいろ設備関係が遅れているらしいですよ。

学校運営課長 教員1人1台パソコンというのは、各区でも非常に難しい状況があり、1人1台という形では、なかなか公費措置が、いまの段階では、まだ進んでいないと聞いております。

事務局次長 少なくとも、こうした1人1台パソコンは、当然、時代の要請でもあるので、今回、平成17年度以降の実施計画のローリングをやっていきますので、重点的な課題として、要望を出し

ていかなければいけないと思っています。

教育長 杉並区のパソコン計画は、行革計画に載っているわけです。そうすると、事務処理の効率化、同一化で、大体1人年間1,617時間で、それが何人分ということですから、人1人削ることに結び付かないようなパソコン導入は、基本的になかったのです。ところが、学校にパソコンを導入して、事務処理能力を高めていったところで、教員の削減の話にならないわけです。人件費も、都費か区費かはともかくとして、そういう意味では、事務処理能力を簡素化することと、スピードを上げることによって、何か付加価値を付けていこうという考え方が、いまかなり変わってきているのです。つまり、基本的に、サービスのレベルを上げていくことの効果に変わってしまっているのです。パソコンを導入することによって合理化、図書館の場合にはそれによって人を3人削減すると、こういう話を行政のベースです。

ところが、例えばレファレンスがそうであるように、かなり蓄積されたものが画面を見ながらレファレンスができるということは人を削減するという話とは全然別次元の話で、サービスの拡充につながるわけです。いま、そのような方向にどんどん行きかけている状況なのです。たぶん東京都全体がそうだと思います。

ですから、そのような過渡的な状況にあることを折り込みながら、これに手を付けていかなければいけないという難しさはありながら、大蔵委員がおっしゃっているように、やはり私物に成績を入れるのはまずいです。ですから、その辺との塩梅というか、調整を図りながら区長部局とは調整をさせていただきたいと私は思います。

大蔵委員 それは、確かに人を削減するといった軽減にはならないでしょう。しかし、学力テストもあり、これからはいろいろなデータがかなり増えていく。そうすると、教員一人ひとりの持っている仕事量も非常に多いわけですから、教員の仕事がこの部分で軽減できれば、教員はほかのことに力を出すことができますから、これは是非やってもらわなければならないと思います。

これは教育委員会ベースではありませんし、まだ確定判決ではありませんが、行政部門で私物の中に入れて処理していることが違反であるということは既に言われているわけです。これがやがて確定判決になって出てくれば、どこでもやらざるを得ないわけです。とにかく急に最高裁で確定してやらなければならないというよりも、その前に体制を整えるべきだと思います。

委員長 よろしいですか。5点目「学校給食の標準給食費の改定について」、学務課長、お願いします。

学務課長 「学校給食の標準給食費の改定について」ご報告します。給食費については、必要な栄養量を確保することを基本にして、前年度の購入価格や物価の上昇率などを考慮し、一食当たりの標準単価を算定して、これを各学校に通知しています。各学校については、これを参考にして、

それぞれの中で献立なり給食費を定めているという状況があります。

そういう中で私どもが改めてこの間の状況等を踏まえて算定し直した結果、平成 16 年度の記載にもあるように、例えば小学校の低学年で申しますと、従来 214 円であったものを 218 円にといった形で 4 円ないし 5 円の改定が必要だということで、このように標準単価を変更したということです。

「通常給食」の横に「多様化給食」と書いてありますが、この多様化給食については、例えばバイキング給食、あるいはリザーブ給食といったものを小学校でいうと年間に 5 回、中学校でいうと 3 回程度実施していますが、これはそういった多様化給食の場合の単価として記載しているものです。

2 番目の改定の理由では、主食、牛乳、おかずのそれぞれについて記載しております。主食については、昨年の冷夏の影響も受けて、お米の価格が約 2 割上昇しています。大体 10 kg 単位で申しますと、3,360 円だったものが 4,021 円に上がっているといった状況です。単にお米の価格が上がったから、それを即給食の標準費の値上がりにならないように私どもで工夫したのが、米・パン・麺の主食の実施割合を見直すことでした。いままでは、お米の回数が 10 回中 4 回でした。お米の回数を 5 回に増やし、一方でパンの回数を減らすといった工夫をした上で、主食の単価の抑制をしたところもあります。お米よりパンのほうが大体 1.5 倍コストがかかるということで、パンの回数を減らした上でお米の回数を増やして、その中で上昇を抑制して、平均で 2.3 円の値上げにしたところ です。

牛乳については、牛乳の供給価格の値上がり、国の補助金の見直しがあります。国の補助金はむしろ増えて、いままで 3 銭だったものが 10 銭、0.03 円が 0.1 円に上がったということですが、一方で、牛乳の供給価格が約 1.8 円値上がりしています。そういう中で、いまの補助金の分を差し引いても 1.7 円の値上げが必要であるということがあります。おかずについては、昨年度の購入実績から 0.5 円程度の値上げが必要で、総体では平均 4.5 円の値上げが必要だということで、1 番の標準食単価にあるような改定をするということです。

なお参考として、この間の給食費の推移を示しておりますが、平成 13 年度から平成 15 年度までの 3 年間は、給食費を改定せず据置きをしてきたという経緯があります。遡ると、平成 8 年度から平成 9 年度にかけて今回と同じように平均約 5 円程度の引上げをさせていただいておりますが、この際には消費税が 3 % から 5 % に上がったという経緯があり、そういった見直しをしたところがあります。

以上のような状況の中で平成 16 年度の標準食単価については、1 に記載した額にするということです。以上です。

委員長 ご質問等がありますか。これに直接関係はないのですが、先日も議会で話題になっていたと思いますが、地域の農産物を取り入れてくださいというご要望や質問等がありました。あのような要望等は、給食費などの視点から見たら、どのような感じになりますか。

学務課長 價格的にどう影響が出るかというのはあろうかと思います。例えば地場産の農産物を使った部分で上がりがあったとすれば別の給食のときに調整をして、最終的にはこちらにお示したような平均的な額になるような調整を、それぞれの学校で工夫すると思います。

委員長 よろしいですか。次に、社会教育スポーツ課関係で6点目が「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」、7点目が「杉並区における社会教育・スポーツ施策の方向性と目標について(中間報告)」、8点目が「杉並区生涯学習振興室の休館日等の変更について」、よろしく願います。

社会教育スポーツ課長 まず、杉並区教育委員会の共催・後援名義使用承認についてご報告します。資料をご覧ください。

2月分の使用承認は、合計31件です。定例が27件、新規が4件、共催が11件、後援が20件です。次のページは新規についてです。社会教育スポーツ課で受け付けた新規後援、1と2は杉並区の文化交流協会の後援です。

1は笹戸千津子彫刻展です。笹戸千津子氏は佐藤忠良氏の弟子で、著名な彫刻家です。杉並会館を会場に、2月4日～2月29日に開催しました。

2は第1回杉並区演劇祭で、8事業が組まれています。セッション杉並ほか4会場で行われ、この区役所のロビーでも朗読劇が先日催されました。開催期間が3月20日～3月28日となっています。

3はNPO法人国際墨芸会が行う第31回国際墨芸会の書画展で、書及び墨絵の展示を行うという内容です。セッション杉並で4月1日～4月4日に開催するものです。4は、東京都杉並区西倫理法人会が行う神田さち子一人芝居『帰ってきたおばあさん』で、中国残留日本人の物語を芝居としたものです。セッション杉並で6月8日上演予定です。以上が新規後援の説明です。

続いて、「杉並区における社会教育・スポーツ施策の方向性と目標について」です。このたび社会教育委員の会議から「杉並区における社会教育・スポーツ施策の方向性と目標について」の中間報告が提出されましたのでご報告します。この検討の内容については、昨年7月に諮問として社会教育委員の会議に諮ったもので、今後の社会教育の長期計画、スポーツ振興計画などを立てていく際の参考にしたいということで諮問をしたものです。中間の報告ということですので、まだこれからの検討内容が含まれていますが、そういった位置づけであるということをご了解いただきたいと思います。

「審議のすすめ方」と書いてありますが、ここでは4つの柱建てに沿って調査、研究、議論をしてきたということです。1点目が「地域と学校のより緊密な連携」、2点目が「子育て、子育てと社会教育」、3点目が「スポーツ振興と地域コミュニティづくり」、4点目が「区民やNPOなどとの協働や人材育成」です。内容については本文が付けてありますが、概要版で説明いたしません。それぞれの柱に沿って今後の方向性等が書かれています。

1点目、地域と学校のより緊密な連携に関してですが、学校と地域との関係については、杉並区においては学校教育コーディネーター、学校サポーター制度などが動きだしているけれども、さらに児童・生徒の社会体験、自然体験といったものに地域が協力していくためにも、一段と地域の人材発掘にかかわる問題を掘り下げていき、何らかの形で最終の答申につなげるということです。

2点目、子育て・子育てにおける事項については、文部科学省の「子どもの居場所づくり新プラン」と杉並区独自の児童館の積極的活用等を意識した取組みなどにより、児童・生徒と地域の問題への社会教育のかかわりに絞って掘り下げていく。同時に、家庭教育力強化についてもその中で論議をしていくということです。

文部科学省の「子どもの居場所づくり新プラン」は、放課後の子どもたちの居場所づくりということで、放課後、地域の子どもたちの教室ということで、平成16年度から新たに始まるものです。この仕組みは、現在行っている土曜日学校と同様、地域の方々の力で子どもたちにいろいろな体験、スポーツ等を教えていくといった内容です。

3点目、スポーツ振興と地域コミュニティづくりです。現在、杉並区のスポーツをやっている人口が全国平均を下回っており、これを引き上げていくということで、週1回スポーツをする人の割合を50%に引き上げることをめざし、ここは「ことをめざし」の「ざ」が抜けています。申し訳ありません。総合型の地域スポーツクラブの創設支援など、種目別スポーツだけではなく、ここも「な」が抜けていましたので加えてください。スポーツだけではなく老若男女、家族ぐるみというイメージで地域創設にもつなげる取組みを進めていくという方向性です。

4点目、「区民やNPOなどとの協働や人材育成」です。ここでは、ポイントとしては協働を求める意識、姿勢の問題だということで、行政も財政問題等がある中で住民本来の役割分担の上から住民参加、協働する、こういった形で問題に当たらないかぎり前進が望めない状況があるということで、協働をどう進めることができるか。これは、区行政すべてに通じる問題であるけれども、社会教育の分野での基本的方向について提言をしていく。

このような形で今回、中間のまとめがされました。今後、8月に最終的な答申をいただくという形で進めていただいております。これにより、杉並区の社会教育のめざすべき姿について、こ

の答申を基に今後、教育委員会として長期的な社会教育の計画を立てていきたいと考えております。以上が「杉並区における社会教育・スポーツ施策の方向性と目標について」のご報告です。

次に「杉並区生涯学習振興室の休館日の変更について」です。生涯学習振興室、「ゆうゆうハウス」ですが、この休館日について区民サービスの拡大のために休館日を削減しました。従来、定例休館日が毎週月曜日だったものを隔週にするということが1点目です。隔週にして、西田小と杉九小のそれぞれの振興室については曜日をずらして、どちらかが月曜日にも開いているといった形で行うようにいたします。

2点目、3点目は、年末・年始の休みの件です。年始については、いままで1月4日まで休みだったものを1月3日までに短縮する。年末については、12月28日からであったものを12月31日が年末休館日という形です。実施日については平成16年4月1日、周知方法については広報掲載、区のホームページ、ポスター等の掲示によって行いたいと考えております。以上です。

委員長 最初に、教育委員会の名義使用についていかがですか。よろしいですか。では7番目の「杉並区における社会教育・スポーツ施策の方向性と目標について」の中間報告について、いかがですか。

以前にも私の印象を申し上げたのですが、文化施策については社会教育全般のときにかかわってきます。総論的というか概説的な部分でそれについて触れて、それからあと、各論的な重点施策のところそのトーンが若干変わってくるかもしれません。その辺はいかがですか。大変だと思うのです、ややこしいのはよくわかっているのですが。

社会教育スポーツ課長 この分野については、現在、区長部局と主に文化交流協会、文化交流課、ここと社会教育との役割分担についての検討を内部的に進めております。これは、今後、行革の本部会等に報告をまとめて上げていき、そこで杉並区の文化の行政としての方向性をどのようにしていくかをまとめた上で、本格的な議論に入るようにいま進んでいるところです。いまの時点で教育委員会だけがこの問題について取り上げていくと、整合性や先の部分でなかなか動きがとりにくい部分がありまして、この問題については、そちらの結論を待って、役割分担が決まったところで改めて論議をしたいと考えております。

委員長 区長部局のほうはやはり最終答申が出るまでに結論が出るとそういう意味ですね。それを踏まえてこの書き方も若干変わってくるということですね。

社会教育スポーツ課長 そちらについては、いつごろその方向性が出されるかといった見通しが、区長部局との話合いのところではまだはっきりしていません。今回の社会教育委員の会議の報告の時点では、8月には間に合わないのではないかと考えているところです。

委員長 教育改革アクションプランなどでもコミュニティカレッジだとか、かなり文化的な色彩の

ある部分がかんではいますでしょう。当然、昔、部があったぐらいですから、かなりの管轄を社会教育スポーツ課長がお持ちですから、その辺をここに示すのがかなり大変だなと思っています。

社会教育スポーツ課長 コミュニティカレッジ等については、「ゆめ・まち・ひとプラン」の中で人づくり大学は区を挙げてやっていくとあります。今回の中間の報告でも、地域人材育成という点からコミュニティカレッジとの関連を論議しておりますので、これについての方向性は、最終答申で位置づけられて出されてくると思っております。

委員長 他に何かありますか。またご意見等がありましたら、社会教育スポーツ課長のほうにご連絡いただければと思います。

社会教育スポーツ課長 できましたら、来年度に入って教育委員の皆様と社会教育委員との懇談の機会を持たせていただければと思っていますので、もしご意見等があれば、そこでもお伺いしたいと考えております。よろしく願いいたします。

委員長 この答申自体が学校教育との両輪なので非常に大事だと思います。将来、どのぐらいのウエイトになり、どのような方向でいくのかといった指針が決まるような気がしますので、この報告書を大事にしたいと思います。

最後の「杉並区生涯学習振興室の休館日等の変更について」、いかがですか。よろしいですか。では、報告事項として掲げられた議題はすべて終わりました。ほかにありますか。

庶務課長 次回の日程は、4月14日（水）午後2時からです。

委員長 長時間にわたり、ありがとうございました。これをもちまして、定例の教育委員会を終了いたします。